

北海道産業人材育成企業知事表彰実施要綱

(目的)

第1条 産業人材の育成を積極的に推進している中小企業者等を表彰し、広く道民及び道内企業に周知することにより、民間主導の産業人材育成の取組を促進し、道内経済の活性化を図る。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、道内に本社又は主たる事務所を置く中小企業者等（※）であって、次の要件を満たすものとする。

※中小企業者等は、中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、NPO法人とする。

（1）北海道産業人材育成方針（平成24年4月策定）に定める重点分野（※）において事業を営んでいること。

※重点分野は、食品産業、観光産業、ものづくり産業、ソーシャルビジネス、福祉・介護とする。

（2）労働者や次の時代の産業の担い手の育成について他の模範となる取組を行っていること。

(応募方法)

第3条 応募は自薦または他薦による。

(選考及び決定)

第4条 選考及び決定は次のとおりとし、表彰は年間概ね3件とする。

2 本表彰の選考は、北海道産業人材育成連携会議において行う。

3 知事は北海道産業人材育成連携会議の選考結果報告を受け、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、知事が賞状を贈呈して行う。

(庶務)

第6条 本事業の庶務は、経済部労働局人材育成課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本表彰に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成24年7月20日から施行する。